

## 被災者の生活支援

### 生活再建住宅支援（二重ローン対策）事業

☎ 熊本県土木部 住宅課 ☎ 333-2547

既存の住宅債務を持つ人が、被災により当該住宅に被害を受け、新たな債務を組んで住宅を再建する場合の二重債務（いわゆる「二重ローン」）の利子負担を軽減し、住宅の自立再建を支援する。

●対象要件（以下の要件を全て満たす人が対象）

- ①自ら居住する住宅が被災した人で、発災以前から被災住宅に係る債務を有する年収1,000万円以下の人
- ②既往債務額500万円以上を有する人
- ③新規債務額300万円以上を有する人

●支援対象経費

・住宅の新築・増築・補修・購入・宅地購入を行う際、新たに債務を組む場合の当該被災者が有する既往債務残高の利子相当

●交付基準

- ・補助率：10/10
- ・補助上限：50万円

### 放課後児童クラブ利用者支援事業

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

熊本地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料の全部または一部を支援する。

●支援対象経費（次の要件を満たす世帯に係る民営の放課後児童クラブの利用料）

- ・居住する家屋が半壊以上の世帯

●支援対象期間

- ・平成29年3月末まで

●交付基準

- ①全壊および大規模半壊世帯 全額減免
- ②半壊世帯 半額減免

## 公共施設等の復旧支援

### 農家の自力復旧支援

☎ 農業振興課 ☎ 282-1607

農業の維持を図るため、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。

●支援対象経費

- ・被災した農地のうち国庫補助事業の対象とならないものについて、農家が自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地および耕耘等に要する経費（多面的機能支払を活用して復旧した農地を除く）

・作業機械借上料・機械オペレーター賃金・材料費・その他必要と認められる経費（運搬費、燃料費等）

●交付基準

- ・補助率：1/2以内
- ・補助上限：対象事業費40万円

## 寄付金（見舞金）をいただきました

☎ 総務課 管理係 ☎ 282-1111

熊本地震発生後、個人や企業などからご支援をいただきました。町に対して11月1日から11月30日まで

に寄付金（見舞金）をいただいた方々は次のとおりです。誠にありがとうございます。（敬称略、順不同）

○ SaveJapanbyKarateDo  
（SayOss プロジェクト）

○ 御船学童水泳クラブ

○ ささえあうなかまたち

○ 熊本県治山林道協会

○ 九州 EARTHSHAKER CLUB

○ ピーぷず燻・レイジー

○ 日本自治体労働組合総連合

○ 日本小品盆栽組合

○ 小郡市

○ 熊本県町村会

○ 日本郵政募金会

○ 大同生命保険(株)

○ AIU損害保険(株)

○ (株)鶴屋百貨店（100%熊本百貨店）

○ 堀井裕司

○ 大阪工業大学学園校友会青年部

●累計 5,020万5,976円（11月30日現在）

## 熊本地震復興基金第一次配分

熊本地震復興基金第一次配分が県から示されました。詳しい内容や申請方法は、熊本県の12月補正後に追ってお知らせします。

## 地域コミュニティ施設の復旧支援

### 地域コミュニティ施設等再建支援事業

☎ 総務課 ☎ 282-1111

被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設（神社やお堂）等の再建を支援する。

●支援対象（以下の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等）

- ①市町村の区域内に存在している施設等であること
- ②専ら当該地域（集落）の住民が利用する施設等であること
- ③専任の施設等管理者が常駐せず専ら当該地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること
- ④当該地域（集落）の住民が参加する祭り行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること

●支援対象経費

・地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等に係る以下の費用

①建て替え

・本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧改良工事、設計管理委託に要する経費  
※土地購入費および事務費を除く。

②修繕

・建物本体、付帯設備および外構の補修工事、地盤復旧・改良工事、設計管理委託に要する経費（敷地の地盤復旧・改良工事を含み、土地購入費、調度品および備品を除く）

●交付基準

補助率：支援対象経費の1/2以内  
補助上限：1件あたり1,000万円

### 自治公民館再建支援事業

☎ 社会教育課 社会教育係 ☎ 282-0888

被災した公民館を所有する認可地縁団体、集落または、自治体等に対して、建て替えおよび修繕に要する経費を支援する。

●支援対象（以下の要件をすべて満たすもので、生涯教育活動の振興のために復旧が必要と当該地域（集落）が属している市町村長が認める施設）

- ①市町村の区域内に存在している施設であること
- ②専ら当該地域（集落）の住民が利用する施設であること
- ③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、集落または自治会等で設置し、自主的に管理・運営している施設等であること
- ④社会教育法に規定する公民館の事業におおむね準じた活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること

●支援対象経費

①建て替え

・本体工事、付帯設備工事、外構工事、地盤復旧改良工事、設計監理委託費および建て替えに必要な解体に要する経費

②修繕

・建物本体、付帯設備および外構の補修工事、地盤復旧・改良工事および設計監理委託費に要する経費

※建て替え、修繕ともに原形復旧を原則とする。

※土地購入費、備品購入費は対象外とする。

●交付基準

詳細につきましては、決定次第お知らせします。

